

持参した免許用写真で、免許証の作成ができます

- ◆ 希望する方は、持参した写真で更新免許証の作成ができます
ただし、使用できない写真もありますので、お問い合わせください
- ◆ 写真持参の方は必ず手続き前に申し出てください
- ◆ 交付時間が直接撮影の場合より遅くなる場合があります
- ◆ 交付手数料等は同額になります

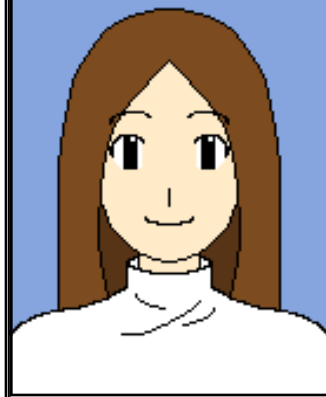
持参写真による免許証更新の手続き

| | | |
|-------|--|--------------------------------|
| 受付場所 | 全ての更新センター (但馬センターは日曜のみ。) | 更新受付の警察署・警部派出所 |
| 受付日 | 日～金曜日まで (土曜・祝日を除く) | 月～金曜日まで (休日・祝日を除く) |
| 受付時間 | 午前 10:00～11:00 午後 2:00～ 3:00 | 午前 9:00～11:30 午後 1:00～ 4:30 |
| 必要書類等 | ① 運転免許証 ② 免許用写真(縦 3.0cm × 横 2.4cm) <div style="text-align: right;">※ 具体例は次ページ</div> ③ 更新のお知らせハガキ(無くても可) ④ 印鑑 ⑤ 黒色ボールペン ⑥ 講習修了証明書(受講済みの方) ⑦ 眼鏡(裸眼視力が基準に達しない方) ⑧ 暗証番号(4桁数字2種類を事前に考えておいてください) ⑨ 手数料 <div style="text-align: right;">(更新手数料) (講習料)</div> ○ 優良運転者：2,500円+ 500円=3,000円 ○ 一般運転者：2,500円+ 800円=3,300円 ○ 違反運転者：2,500円+1,350円=3,850円 ○ 高齢者講習の受講対象者 2,500円 | |

免許用写真の基準

- 縦 3.0cm × 横 2.4cm
 - 申請前6ヶ月以内に撮影したもの
 - 上三分身(おおむね胸から上)、無帽、無背景、正面
 - 写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの
- 道路交通法施行規則 第17条 第2項 第9号

適正な写真

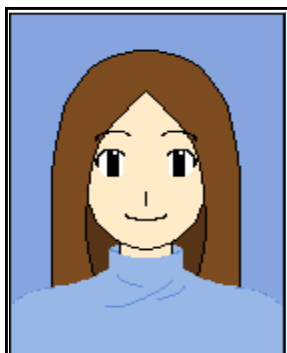


◆ その他

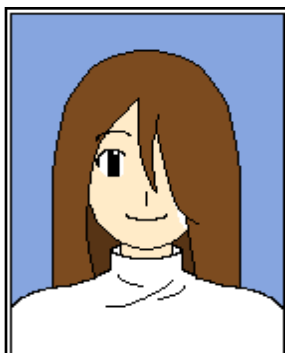
- 頭上を3mm程度空ける
- カラー・白黒とも可

不適正な写真例

※ 以下のものは受理できません



背景と識別できない



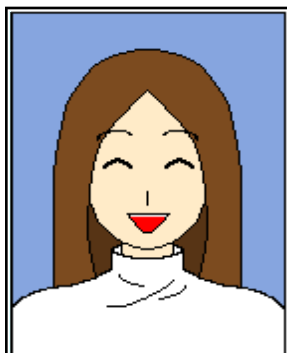
前髪で隠れている



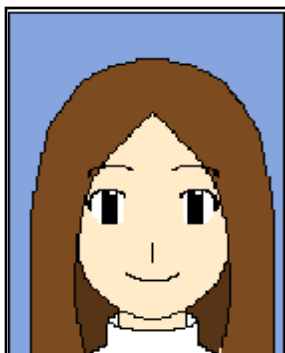
ヘッドフォンをしている



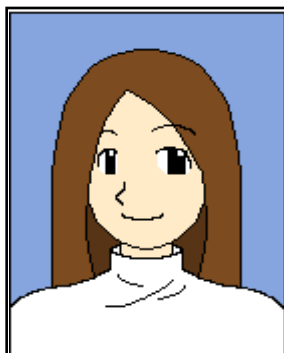
目を閉じている
うつむいている



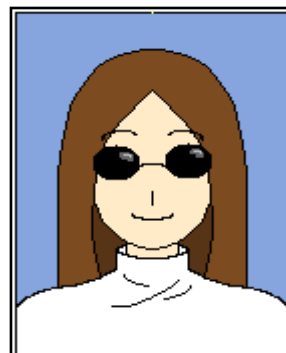
笑っている



顔が大きすぎる



顔が正面をむいてない



サングラスをしている

◆ その他の注意点

- 背景に模様などが写っているもの
- ピントがずれ、不鮮明なもの
- 写真に汚れや傷のあるもの
- 顔が小さすぎるもの
- 現在の容貌と著しく変わっているもの
- カラーコンタクトを装着しているもの
- 帽子を着用しているもの
- 眼鏡で目が識別できないもの
- スナップ写真
- 服であごの輪郭が隠れているもの
- 背景色が単一でない又は極端な原色のものなど
個人識別が容易にできないもの